

学校法人筑波学園 役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人筑波学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第58条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 役員とは、寄附行為第5条に掲げる理事、監事、評議員及び会計監査人をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、賃金規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔賞与、退職慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬

2 常勤の役員でこの法人の教職員としての立場を有する者に対しては報酬等を支給しない。

3 常勤の役員でこの法人の教職員としての立場を有する者、非常勤役員及び評議員に対しては退職金を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤の役員の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。
- (5) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- (6) 常勤の役員でこの法人の教職員としての立場を有する者が、休日に出勤した場合は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月末日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

(2) 賞与 毎年7月及び12月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後4か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあつた都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決をて、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2（2020）年4月1日より制定施行する。

2 この規程は、令和7（2025）年4月1日より改正施行する。

別表第1 常勤の役員の報酬（月額）

単位：円

号俸	理事長	常勤理事	常勤監事
1	500,000	300,000	200,000
2	600,000	350,000	250,000
3	700,000	400,000	300,000
4	800,000	450,000	350,000
5	900,000	500,000	400,000
6	1,000,000	550,000	450,000
7	1,100,000	600,000	500,000
8	1,200,000	650,000	
9		700,000	
10		750,000	
11		800,000	

別表第2（常勤の役員の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1.2か月分
12月の賞与	報酬月額×1.2か月分

別表第3（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※ 係数

在任年数	支給率
10年未満	0.7
15年未満	0.8
20年未満	0.9
20年以上	1.0

別表第4（非常勤の役員及びこの法人の教職員として勤務し、役員を兼務する場合の報酬）

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための勤務	5,000円から18,000円